

**京都中部広域消防組合**  
**地球温暖化対策実行計画**  
**(事務事業編)**

**令和6年12月**

**京都中部広域消防組合**

## 目 次

第1章	計画策定の背景	1
第2章	基本的事項	
1	計画の目的	1
2	対象とする範囲	2
3	対象とする温室効果ガス	2
4	計画の期間	2
第3章	温室効果ガス排出量の算定方法	
1	温室効果ガス排出量の算定方法	3
2	温室効果ガスの総排出量	3
第4章	温室効果ガスの排出削減目標	
1	目標設定の考え方	4
2	温室効果ガスの削減目標	4
第5章	目標達成に向けた取組	
1	取組の基本方針	5
2	具体的な取組内容	5
第6章	進捗管理体制と進捗状況の公表	
1	推進体制	6
2	点検・評価・見直し体制	6
3	進捗状況の公表	6

## 第1章 計画策定の背景

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる安全保障上、最も重要な環境問題の一つとされています。

世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、日本においても平均気温の上昇、暴風、台風などによる被害の深刻化、農作物や生態系への影響等が観測されており、地球温暖化を防止することは人類共通の課題となっています。

国際的な動きとしては、2015年フランス・パリで開催されたCOP21(気候変動枠組条約第21回締約国会議)で、京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための新たな枠組みとして、「パリ協定」が採択されました。さらに2021年にイギリス・グラスゴーで開催されたCOP26では、今世紀半ばのカーボンニュートラル及びその通過点である2030年に向け、国際社会が一致団結して野心的な気候変動対策に取り組むことが求められています。

我が国では、パリ協定を契機に2016年に地球温暖化対策計画が策定されました。その後、2020年に2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする2050年カーボンニュートラル宣言を表明、2021年に閣議決定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、2030年度に2013年度比で46%削減することを目標としつつ、さらに50%の高みに向けた挑戦を続けていくこととしています。

このような背景から、京都中部広域消防組合（以下「消防組合」という。）においても、温室効果ガスの排出量削減に向けた取り組みを推進するための計画を策定するものです。

## 第2章 基本的事項

### 1 計画の目的

京都中部広域消防組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「実行計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対

策計画に即して、消防組合が実施している事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

## 2 対象とする範囲

実行計画の対象範囲は、以下の事務・事業とします。

庁舎・施設名	住 所
消防本部・亀岡消防署	亀岡市荒塚町 1 丁目 9 番 1 号
東分署	亀岡市篠町篠向谷 5 番地の 1
園部消防署	南丹市園部町上木崎町大將軍 1 9 番地 2
八木出張所	南丹市八木町八木河原 2 0 番地 3 0
日吉出張所	南丹市日吉町胡麻イカガヘラ 1 3 番地 9
美山出張所	南丹市美山町静原石橋 8 番地
丹波出張所	船井郡京丹波町富田長野 4 0 番地 3
船岡前進基地局	南丹市園部町船岡吉坂 2 9 番地 2 0
田歌前進基地局	南丹市美山町田歌奥ノ谷 3 番地

## 3 対象とする温室効果ガス

実行計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）とします。

## 4 計画の期間

基準年度を 2023(令和 5)年度とし、計画期間は 2025(令和 7)年度から 2030(令和 12)年度までとします。なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行います。

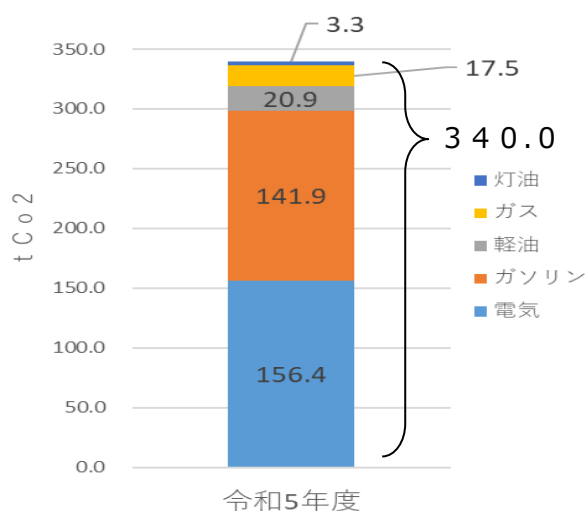
### 第3章 温室効果ガス排出量の算定方法

#### 1 温室効果ガス排出量の算定方法

CO<sub>2</sub>排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第3条に基づき算定します。

#### 2 温室効果ガスの総排出量

消防組合の事業・事務に伴う温室効果ガスの総排出量は、基準年度である令和5年度においては、340.0 t CO<sub>2</sub>となっています。



施設別では、消防本部・亀岡消防署が全体の32%を占め、次いで園部消防署20%、東分署16%、丹波出張所9%、八木出張所8%、日吉出張所及び美山出張所がそれぞれ7%、船岡及び田歌基地局が合わせて1%となっています。

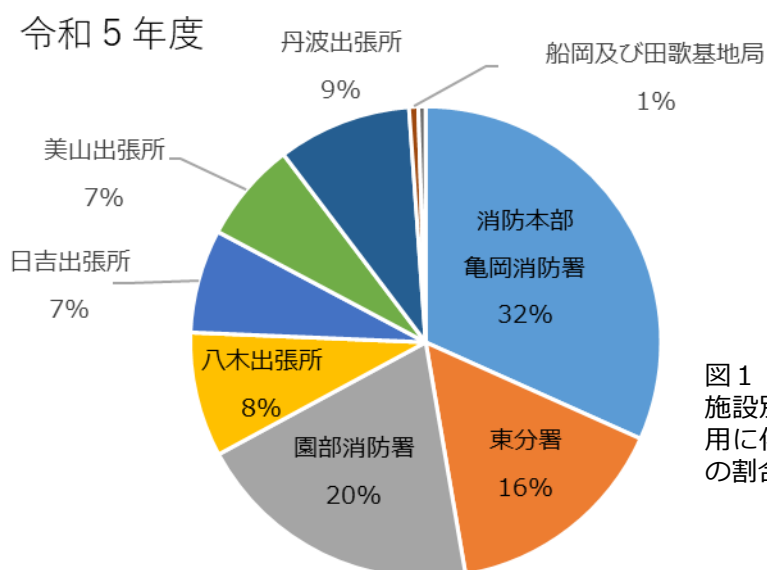


図1 施設別の電気・ガス及び燃料の使用に伴う「温室効果ガス排出量」の割合

エネルギー種別の割合で見ると、電気が最も多く、全体の46%を占めています。次いで、自動車の燃料であるガソリンが42%、軽油が6%を占め、施設において使用するLPガス及び灯油を合わせた割合が6%を占めています。

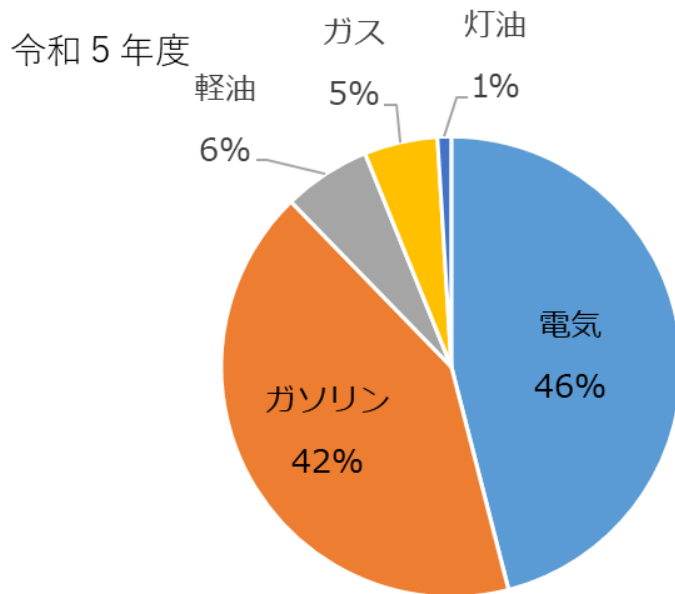


図2  
対象とするエネルギー種別の「温室効果ガス排出量」の割合

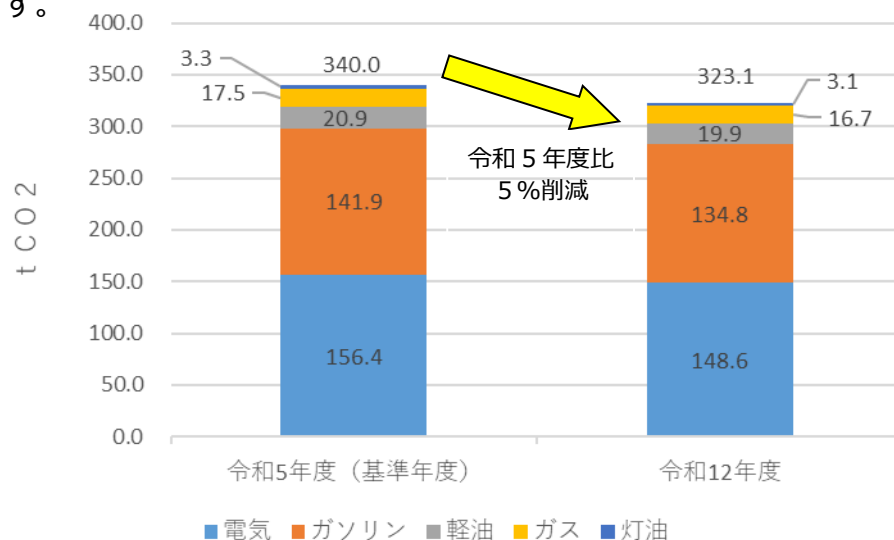
#### 第4章 温室効果ガスの排出削減目標

##### 1 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、京都中部広域消防組合の事務・事業に伴う温室効果ガス排出削減目標を設定します。

##### 2 温室効果ガスの削減目標

目標年度（令和12年度）に令和5年度（基準年度）比で5%削減することを目標とします。



## 第5章 目標達成に向けた取組

### 1 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因に占める割合が最も大きい電気使用量の削減に重点的に取り組み、その他の排出要因についても、可能な限り削減に努めます。

なお、消防機関という特殊性から、警防活動時における燃料等の使用については対象外とします。

また、職員一人ひとりの意識啓発を進め、省資源化及び省エネ化の取り組みを定着させます。

### 2 具体的な取組内容

電気使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"><li>・ LED 照明の導入を推進する。</li><li>・ 冷暖房による室温の適正化を図る。</li><li>・ 空調効果を高めるため、カーテン、ブラインド等を活用し、光と熱の量を調整する。</li><li>・ パソコン等の OA 機器の電源管理を徹底する。</li><li>・ 自然光を取り入れ、不要な照明の消灯を実施する。</li><li>・ 業務に支障のない範囲で、休み時間の消灯を徹底する。</li><li>・ 施設関連部品の更新時には、省エネタイプ製品を導入する。</li><li>・ 節電機能のある機器を使用する際は、省エネ設定を行う。</li></ul>
燃料使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 急発進、急加速の排除、アイドリングストップ等のエコドライブを推進する。</li><li>・ 排ガスの低減や燃費向上を図るための適正な車両整備を実施する。</li><li>・ Web会議や研修を行い、公用車での移動抑制に努める。</li><li>・ 公用車の更新にあたっては、燃費性能に優れた車両を導入する。</li></ul>
職員の日常の取り組み	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 物品調達する際には、環境に配慮した調達に努める。</li><li>・ 消耗品等の購入にあたっては、包装や容器は省いたものを購入するなど工夫し、ごみの削減に努める。</li></ul>

## 第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表

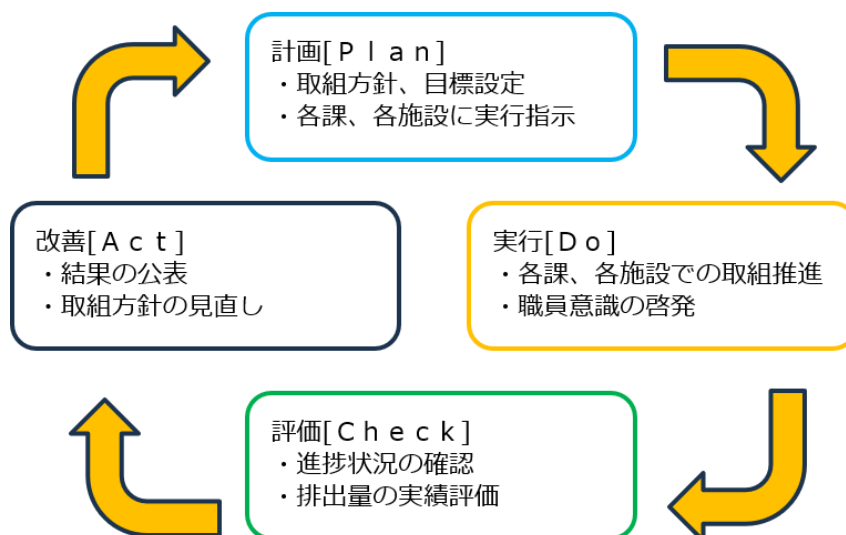
### 1 推進体制

- (1) 消防次長を地球温暖化対策推進総括責任者とし、実行計画の取組みを管理します。
- (2) 各所属長を地球温暖化対策推進責任者とし、所管する事務事業において、実行計画の取組みを推進します。
- (3) 実行計画の進捗管理は消防本部総務課で行います。地球温暖化対策推進総括責任者は、実行計画の進捗状況に応じて、地球温暖化対策推進責任者へ必要な指示を行います。

### 2 点検・評価・見直し体制

本実行計画は、計画[Plan]→実行[Do]→評価[Check]→改善[Act]の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。

また、毎年取組みに対するPDCAを繰り返すとともに、本実行計画の見直しに向けたPDCAを推進します。



### 3 進捗状況の公表

実行計画の進捗状況は、消防組合のホームページで毎年公表することとします。